

06 外務省 特区臨時提案 再検討要請回答

管理コード	060010	プロジェクト名	国際外傷機能再建センター	
要望事項 (事項名)	患者の入国ビザ発行の規制緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	0023040	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	外務省 法務省
該当法令等	外務省設置法第4条13号
制度の現状	査証によって、外国人の本邦への入国及び滞在が差し支えないかを判断している。

求める措置の具体的内容	国際外傷機能再建センターで治療を受けようとする患者には、観光ビザでは期間が不十分であるので、治療に必要な期間滞在できる医療ビザを発行する。
具体的事業の実施内容・提案理由	外貨獲得のため、外傷後後遺障害の機能再建のための患者を、アジアを中心に国外からも受け入れる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	IV
<p>短期間病気治療を目的とする者に対しては、短期滞在査証(滞在期間90日)を発給している。短期間病気治療を目的とする者の査証取得手続きにつき、外務省ホームページにおいて分かりやすく説明することを検討中。今後、よりきめ細かい対応につき検討していく。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	IV

06 外務省 特区臨時提案 再検討要請回答

管理コード	060020	プロジェクト名	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト
要望事項 (事項名)	研究開発促進に関する利益相反法令の緩和	都道府県	茨城県
		提案事項管理番号	0035010
提案主体名	国家戦略つくばオフィス実現委員会		

制度の所管・関係府省庁	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
該当法令等	独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第8号、第32条
制度の現状	独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第8号は、機構の業務として、「前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。」と規定する。また、同法第32条第1項において、「機構は、有償資金業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができる。」と定める。

求める措置の具体的内容	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債権発行をすることができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。</p> <p>政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつくば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年据え置き債で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関、リードエリアとなるべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。</p> <p>また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く幹旋を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマナント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。</p> <p>日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の横のつながりと若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。</p> <p>国家的な共通課題である新成長戦略(グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーション)に係る研究開発に関し、つくばに</p>

立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>機構法第 32 条は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てる目的に限り、債券を発行できることとしている。</p> <p>一方で、機構法第 13 条第 1 項第 8 号に規定する研究は、国際協力に関するテーマの理論・実証研究等を行うものであり、本件提案の想定する先端科学技術の研究と異なり資金の回収が見込まれないため、同業務のために債券を発行できるように制度を改正することは適当ではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見に対して回答されたい。			
提案主体からの意見	・本科学債発行は、先端科学技術の国際移転によって国際協力に資することを主要目的のひとつにしている。また、科学債発行による資金は有償資金協力業務を行うために必要な資金財源に充てることも目的のひとつにしている。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>機構法第 13 条第 1 項第 8 号に規定する研究は、国際協力に関するテーマの理論・実証研究等を行うものであり、本提案の『政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究する』『一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究』とは事業内容が異なる。また、研究拠点自体、つくば市には存在しない(筑波の JICA 施設では研修が行われている)。</p>				

06 外務省 特区臨時提案 再検討要請回答

管理コード	060031	プロジェクト名	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	
要望事項 (事項名)	寄付及び反対給付に関する利益相反にかかわる規 制緩和	都道府県	茨城県	
		提案事項管理番号	0035030	
提案主体名	国家戦略つくばオフィス実現委員会			

制度の所管・関係府省庁	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
該当法令等	該当なし
制度の現状	該当なし

求める措置の具体的内容	<p>・国策研究を目的として寄付が行われた場合</p> <p>・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合</p> <p>の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価としうる寄付行為を可能とする。 (反対給付にかかわる規制の緩和)</p> <p>また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(全額損金算入)を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>① 研究開発に関する利益相反ガイドラインの緩和</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>※提案理由</p> <p>研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>寄付を行った側:</p> <p>1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ)</p> <p>2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和)</p> <p>寄付を受けた側:</p> <p>研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。)</p> <p>寄付行為に対して:</p> <p>景品表示法を適用しない。</p> <p>寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
<p>機構法第 13 条第 1 項第 8 号に規定する研究は、国際協力に関するテーマの理論・実証研究等を行うものであり、本件提案の想定する先端科学技術の研究と異なり研究成果が企業活動に直接裨益するものではないため、寄付の対価としての情報提供を行うことに対するニーズが想定できない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見に対して回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>・寄付金により、先端科学技術の国際移転によって国際協力に資することを主要目的のひとつにしている。また、寄付金による資金は有償資金協力業務を行うために必要な資金財源に充てることも目的のひとつにしている。また、当地に所在する機関と協働で寄付行為による研究を行うべきである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	IV
<p>機構法第 13 条第 1 項第 8 号に規定する研究は、国際協力に関するテーマの理論・実証研究等を行うものであり、本提案の『政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究する』『一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究』とは事業内容が異なる。また、研究拠点自体、つば市には存在しない(筑波のJICA施設では研修が行われている)。</p>				

06 外務省 特区臨時提案 再検討要請回答

管理コード	060040	プロジェクト名	国際コンベンション都市の創出	
要望事項 (事項名)	国際コンベンション運営・設営関係者の入国規制の緩和	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043340	
提案主体名	大阪府			
	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
該当法令等	外務省設置法第4条13号
制度の現状	査証によって、外国人の本邦への入国及び滞在が差し支えないかを判断している。

求める措置の具体的内容	Sibos2012運営・設営の専属チームなどの関係者の入国規制緩和による MICE 誘致の促進を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 全世界の国際金融専門家などが集う SWIFT(国際銀行間取引通信協会)年次総会～Sibos(サイボス)が、2012 年にインテックス大阪で開催される。</p> <p>②問題点 その準備は SWIFT 本部と各参加企業の専属チームが行い、日本国内で報酬を得るものではないが、その日本在留資格を保証する法規定がなく、入国の際の規制が大きな懸念となっている。</p> <p>③解決策 入国管理法第二条の二別表に関係者の在留資格について、別表第一の三に規定する「本邦に短期滞在して行く」事項に「国際コンベンション運営・設営関係業務」を追加するなど、国際コンベンションの運営・設営関係者が確実に入国できるよう、在留資格やビザの発給について必要な措置を求める。</p> <p>④効果 100 億円の経済波及効果といわれる Sibos など、海外からの専門集団による準備等が伴う大規模国際コンベンションの誘致促進に繋がる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
国際会議の準備のために短期間訪日する者に対しては、短期滞在査証を発給することで対応する。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見に対して回答されたい。
提案主体からの意見	Sibos 設営準備にかかる専門チームは開発途上国などの労働者も多く含み、日本で賃金を得るものではなくても単純労働と

みなされて査証が発給されないとの SWIFT 本部(ベルギー)の懸念が強い。海外主催者による大規模コンベンションを日本に積極的に誘致していくうえで、その懸念払拭が重要なポイントとなっており、国際会議主催に従事する者については、「短期滞在」の在留資格の迅速発給を優先的に行っていただきたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

E

「措置の内容」の見直し

本邦で行おうとする活動が在留資格「短期滞在」に該当するものである旨判断されれば、査証を発給する。なお、申請内容に問題がない限り、申請から5労働日以内で査証を発給している。

06 外務省 特区臨時提案 再検討要請回答

管理コード	060050	プロジェクト名	外国人高度・専門人材等の受入拡大	
要望事項 (事項名)	中国人観光客の所得要件の緩和、滞在期間の延長	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043470	
提案主体名	大阪府 大阪市			

制度の所管・関係府省庁	外務省
該当法令等	外務省設置法第4条13号
制度の現状	査証によって、外国人の本邦への入国及び滞在が差し支えないかを判断している。

求める措置の具体的内容	中国人観光客の訪日個人観光については、一定の要件を満たす場合にビザを発給しているが、その要件の緩和を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 平成21年7月から、中国人観光客の訪日個人観光ビザの発給業務が始まったが、平成21年7月1日～12月31日までで7,689人に留まっている。</p> <p>②問題点 個人観光ビザ発給にあたっては、一定の所得を要件としており、富裕層しか対象となっていないため、中国からの観光客があまり伸びない要因の一つとなっている。</p> <p>③解決策 所得等の要件を緩和し、中堅所得層までビザ発給を拡大するとともに、滞在期間を延長する(現行15日)。</p> <p>④効果 団体旅行を避けたい人や多様な旅行形態が可能となる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-1	措置の内容	IV
平成22年7月をめどに、中国人が個人で観光する場合の査証について、取扱公館の拡大や査証発給条件の見直しを検討している。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-1	「措置の内容」の見直し	IV